

法定調書には多くの種類がありますが、この手引は、そのうち、多くの方が提出をしなければならないと思われる法定調書について、その作成方法や提出の仕方をまとめたものです。  
よくお読みになり、正しい法定調書を期限に遅れないように提出してください。

平成16年中に次の表に示す支払をした方は、**法定調書を所轄税務署長**に、また、**給与支払報告書・特別徴収票を関係市区町村長**にそれぞれ**平成17年1月31日**までに提出しなければなりません。

※ 法定調書の提出枚数は、原則として1枚です。

提出する法定調書の名称		支払の内容	頁
1	給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）	○ 俸給、給料、賞与等の支払	2
2	退職所得の源泉徴収票・特別徴収票	○ 退職手当、一時恩給等の支払	6
3	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	① 原稿料、印税、講演料、工業所有権の使用料等の支払 ② 弁護士、司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士、建築士等への報酬、料金の支払 ③ 外交員、集金人、電力量計の検針人、モデル、プロ野球の選手、プロボクサー、騎手等への報酬、料金、契約金の支払、芸能人への出演料等の支払 ④ バー、キャバレー等のホステス、バンケットホステス、コンパニオン等への報酬、料金の支払 ⑤ 広告宣伝のための賞金、馬主への競馬の賞金の支払	7
4	不動産の使用料等の支払調書	○ 地代、家賃、権利金、更新料、承諾料、名義書換料等の支払	9
5	不動産等の譲受けの対価の支払調書	○ 土地、建物等の譲受けの代金の支払	11
6	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	○ 土地、建物等の売買や貸付けのあっせん手数料の支払	13
1～6以外の法定調書については、「その他の法定調書の一覧表」に法定調書の名称、提出を要する支払等の内容、提出期限、提出範囲が示してあります。			15

【法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について】

- 1 提出範囲の金額基準の判定に当たっては、**原則として消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を含めてください。**ただし、消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて判断しても差し支えありません。
- 2 支払金額の記載に当たっては、**原則として消費税等の額を含めて記載してください。**ただし、消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて記載しても構いませんが、その場合には、「(摘要)」欄にその消費税等の額を記載してください。

税務署に提出する法定調書は、磁気テープ又は磁気ディスクにより提出することができるほか、インターネットを利用したe-Tax（国税電子申告・納税システム）により提出することもできます。

これらの方法により法定調書を提出するために必要な手続等については、下記のホームページをご覧ください。最寄りの税務署（資料情報担当）へお尋ねください。

○ タックスアンサー

<http://www.taxanswer.nta.go.jp/houtei3.htm>

○ e-Tax

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

※ e-Taxソフト及びe-Taxに関する質問については、全国どこからでも市内通話料金で利用できるヘルプデスクが便利です。

受付時間：平日（月～金）の午前9時～午後5時  
（祝日等を除きます。）

eコクセイ  
電話番号：0570-015901

